

宇治市学校給食センター整備事業

募集要項

令和 5 年 6 月

宇治市

一 目 次 一

1. 募集要項の定義	1
2. 用語の定義	1
3. 事業概要	2
3.1. 事業名称	2
3.2. 事業場所	2
3.3. 事業の目的	2
3.4. 本件施設整備の考え方・基本方針	2
3.4.1. 基本の考え方	2
3.4.2. 基本方針	3
3.5. 事業方式	5
3.6. 事業スケジュール及び業務範囲	5
3.6.1. 事業スケジュール	5
3.6.2. 業務範囲	5
3.7. 法令等の遵守	6
3.8. 個人情報保護	6
4. 事業者の募集及び選定に関する事項	6
4.1. 事業者選定に関する基本的事項	6
4.1.1. 選定の方法	6
4.1.2. 審査の方法	6
4.2. 募集及び選定のスケジュール	7
4.3. 応募者が備えるべき参加資格要件	7
4.3.1. 応募者の構成等	7
4.3.2. 構成企業の個別参加資格要件	7
4.3.3. 構成企業の制限	10
4.3.4. 地域経済への配慮	11
4.3.5. 参加資格の確認	11
4.4. 応募手続き等	11
4.4.1. 現地見学会	11
4.4.2. 募集要項等に関する質問の受付	12
4.4.3. 募集要項等に関する質問に対する回答	12
4.4.4. 参加資格審査書類の受付、参加資格審査結果の通知	12
4.4.5. 提案書の受付	14
4.5. 優先交渉権者の決定方法等	16
4.5.1. 審査	16
4.5.2. ヒアリングの実施	16

4.5.3. 優先交渉権者の決定及び公表	16
5. 契約及び支払いに関する事項	16
5.1. 契約の締結	16
5.2. 契約書の内容変更	17
5.3. 事業契約書作成費用	17
5.4. 契約保証	17
5.5. 事業費の支払方法	17
5.5.1. 前金払	17
5.5.2. 中間前金払	17
5.5.3. 部分払	17
5.5.4. 完成払	18
6. その他	18
6.1. 契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項	18
6.2. 本件施設用地	18
6.3. 公募手続きの中止等	18
6.4. その他本事業の実施に関し必要な事項	18
6.4.1. 議会の議決	18
6.4.2. 情報公開及び情報提供	18
6.4.3. 本事業において使用する言語等	18
6.4.4. 応募に伴う費用負担	18
6.5. 募集要項等に関する問合せ先	19

1. 募集要項の定義

宇治市学校給食センター整備事業募集要項（以下「募集要項」という。）は、宇治市が設計・施工一括発注によるDB（Design Build）方式で発注する宇治市学校給食センター整備事業（以下「本事業」という。）に対して令和5年6月30日付で公告した公募型プロポーザルについての要項である。

募集要項に添付されている以下の資料は一体のものとする（以下「募集要項等」という。）。

- ・要求水準書
- ・契約書（案）
- ・事業者選定基準
- ・様式集

なお、募集要項等、令和5年6月9日に公表した実施方針等に関する質問・意見に対する回答、令和5年5月11日に公表した実施方針等に相違がある場合は、上記の順に優先して適用するものとする。また、募集要項等に記載がない事項については、募集要項等への質問に対する回答によることとする。

2. 用語の定義

募集要項において使用する用語は、以下の定義とする。

ア 本件施設

新たに整備する宇治市学校給食センターの建物本体、建築設備、調理設備、附帯施設、造成擁壁、植栽・外構等を含むすべての施設をいう。

イ 調理設備

調理釜、冷蔵庫等動力を用い、設備配管等の接続により建物に固定して調理業務に使用する機械設備及び平面図等で提示可能な調理に必要な什器（作業台、移動台、戸棚、コンテナ等）をいう。

ウ 食器・食缶等

食器、食器かご、食缶、おたま等、児童・生徒・教職員が使用する備品をいう。

エ 事務備品

机・椅子、電話、棚等、調理以外の目的で使用する建物に固定しない備品をいう。

オ 設計費

施設整備業務のうち、「測量等事前調査業務」、「各種許認可申請等業務及び関連業務」、「設計業務（土地造成詳細設計・建築基本設計・建築実施設計）」、「その他これらを実施する上で必要な関連業務」に係る費用をいう。

カ 工事費

施設整備業務のうち、「建設業務（土地造成・外構整備を含む）」、「調理設備調達・搬入設置業務」、「食器・食缶等調達業務」、「事務備品等調達業務」、「近隣対応・周辺対策業務」、「完成検査及び引渡し業務」、「その他これらを実施する上で必要な関連業務」及び開業支援業務に係る費用をいう。

キ 工事監理費

施設整備業務のうち、「工事監理業務」、「その他これらを実施する上で必要な関連業務」に係る費用をいう。

3. 事業概要

3.1. 事業名称

宇治市学校給食センター整備事業

3.2. 事業場所

京都府宇治市五ヶ庄三番割

3.3. 事業の目的

市は、令和元年8月に宇治市中学校給食検討委員会より、「宇治市の中学校給食は給食センター方式による実施が望ましい」とする「宇治市立中学校における給食の検討について」を受け、市の望ましい中学校給食の実施に向けた基本的な方向性を示す「宇治市中学校給食基本構想」を令和2年3月に策定した。

また、令和4年8月には、これまで自校調理方式で給食を提供してきた小学校についても、市内の児童・生徒数の減少傾向が続くと見込まれることや各小学校の給食室の老朽化がすすんでいる状況等を踏まえて、本件施設を活用することとした「今後の小学校給食の提供方式の方針について」を定め、これらの経緯を踏まえ、本件施設の整備に必要となる基本的な事項をとりまとめた「宇治市学校給食センター基本計画」を令和5年3月に策定した。

本事業は、「宇治市学校給食センター基本計画」において整備することとした本件施設について、設計・施工一括発注方式（DB方式）により民間事業者の創意工夫や豊富なノウハウを活用し、早期の整備をめざすとともに、高い衛生水準を確保し、省エネルギー・食をめぐる環境の変化にも対応する施設整備を実現することを目的とする。

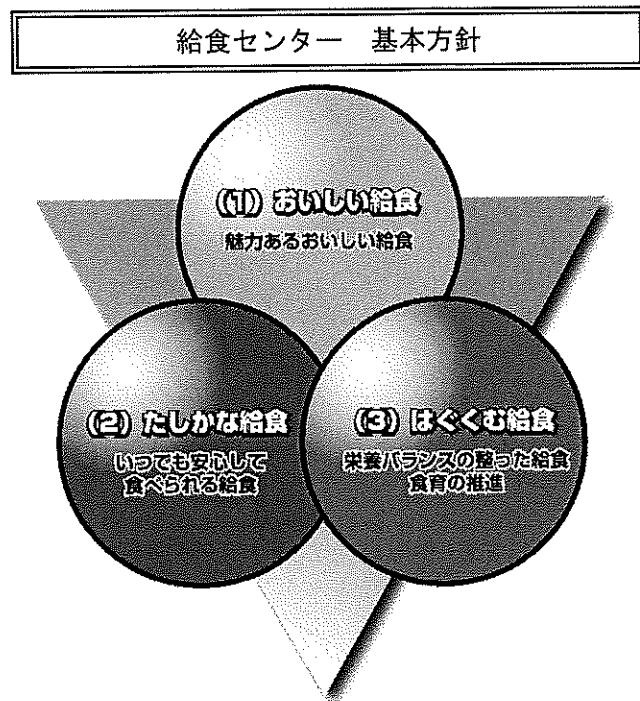
3.4. 本件施設整備の考え方・基本方針

3.4.1. 基本の考え方

学校給食は、極めて高度な衛生管理が求められることから、本件施設の整備にあたっては、学校給食衛生管理基準及び大量調理施設衛生管理マニュアルに基づき、HACCPの考えを取り入れ、食品の流れと人の流れ（動線計画）について明確かつ厳密に計画する。

3.4.2. 基本方針

本件施設整備の基本方針は、以下とおりとする。



(1) 【おいしい給食】魅力あるおいしい給食

a) 献立作成

魅力あるおいしい給食のための献立を作成する。合わせて、献立試作室を設置し、献立の研究を行う。

給食センターで調理する献立数は、2 献立方式を基本とするが、1 献立にも対応できるものとする。さらに食育の観点等から、行事献立等の特別献立も実施する。

b) 給食物資の選定・調達

給食物資は、現在の小学校給食における手法を基本に、物資選定委員会にて、価格だけではなく、安全性や品質等、地産地消を推進する観点もふまえて選定することにより、良質な物資の調達を行う。

c) 調理

調理室は給食の調理に適した調理工程を実現でき、また、幅広い調理方法や効率的な調理が可能となる調理機器を導入し、食材の持ち味を生かした調理を目指す。

d) 適温提供

温度を保持して提供するために、保温保冷に優れた食缶等を導入する。

(2) 【たしかな給食】いつでも安心して食べられる給食

a) 適切な衛生管理環境

人による汚染拡大を防止し、徹底した衛生管理を図るために、給食ゾーンと職員や来客が出入りする事務ゾーンを明確に区分する。

給食センターは HACCP 及びドライシステムを導入し、学校給食衛生管理基準に従い、二次汚染防止の観点から給食ゾーンを汚染作業区域、非汚染作業区域に分けるなど、明確かつ厳密な衛生管理が行える施設とする。また、臭気、防音対策、適切な温湿度管理を行う。

b) 配送

配送は安全に行うことを第一に、調理後2時間以内の喫食ができるよう、計画的・効率的に行う。あわせて、搬出入作業の安全に最大限配慮するとともに、各学校の実情に応じた提供ができるよう検討する。

また、使用するコンテナ等の器具は、衛生管理を徹底できるものとする。

c) 食器

安全性や衛生面、軽量であることの運搬のしやすさ等を考慮して、これまで小学校給食で導入してきた樹脂製食器（PEN食器）を基本とする。

d) 異物混入防止

異物混入防止のために、破損しにくい機器やステンレス製品等、劣化しにくく、つなぎ目部分がない器具等を導入する。

また、建物の構造・設備は、外部からの汚染を受けにくいものとする。

e) 食物アレルギー対応食

食物アレルギー対応食は、アレルゲン物質の混入を防ぐため、食物アレルギー対応食専用調理室・設備を設け、調理する場所を独立した部屋とし、他の調理作業と区分して食物アレルギー対応食を調理できる施設とする。

また、食物アレルギー対応食調理専用の調理機器及び器具も設置する。

f) 事務機能

献立作成や食材選定など、調理現場と連絡調整等、円滑な学校給食運営を図ることのできる施設とするために、事務室を設置する。

(3) 【はぐくむ給食】栄養バランスの整った給食、食育の推進

a) 栄養バランスの整った給食

小学生、中学生のそれぞれの学校給食摂取基準に応じて栄養バランスの整った献立を作成する。

b) 地産地消

給食の食材として積極的に地元産食材を使用し、児童・生徒が地域の食材・食文化への理解を深められるよう、地産地消を推進する。

c) 米飯給食

日本の伝統的な食生活の基本である米飯を中心とした食習慣の形成や、地域の食文化への関心を深めることなどを目的として、これまでの小学校給食と同様、週3回以上を基本に米飯給食を実施する。

d) 給食センターを活用した食育

児童・生徒が学校給食を通じて食の大切さや地域とのつながりを感じ、生涯にわたり健全な食生活を営み、健康の保持増進を図ることができる施設とするため、給食センターに見学コースや研修室を設置するとともに、試食会や調理実習など、給食センターの設備を活用する他ICTを活用し、児童・生徒に食育の取り組みを進める。

また、親子で参加できる取り組みなどを通じて、児童・生徒のみならず保護者等も対象にした食育活動を実施する。

e) 学校と連携した食育

教科や特別活動において、学校給食と関連させた食に関する指導に取り組む。

3.5. 事業方式

事業方式は、設計・施工一括発注方式（DB方式）とする。

契約は、市と応募者の全ての構成企業（構成企業については4.3.1. 参照）との間で締結する。

3.6. 事業スケジュール及び業務範囲

3.6.1. 事業スケジュール

事業者スケジュールは、以下の予定である。

日程	内容
令和5年11月中旬	仮契約の締結
令和5年12月下旬	本契約の締結（宇治市議会の可決後）
契約締結日～令和8年1月	施設整備期間
令和8年2月～令和8年5月末	開業支援期間
令和8年4月	給食提供開始
令和8年5月末	契約期間終了

3.6.2. 業務範囲

事業者が行う業務の範囲は次のとおりとする。

ア 施設整備業務

- (ア) 測量等事前調査業務
- (イ) 各種許認可申請等業務及び関連業務
- (ウ) 設計業務（土地造成詳細設計・建築基本設計・建築実施設計）
- (エ) 工事監理業務
- (オ) 建設業務（土地造成・外構整備含む。）
- (カ) 調理設備調達・搬入設置業務
- (キ) 食器・食缶等調達業務
- (ク) 事務備品等調達業務
- (ケ) 近隣対応・周辺対策業務
- (コ) 完成検査及び引渡し業務
- (サ) その他これらを実施する上で必要な関連業務

イ 開業支援業務

- (ア) 本件施設・各種設備・備品等の取り扱いに関する市への説明及び運営に関する助言
- (イ) 本件施設・各種設備・備品等の取り扱いに関するマニュアルの作成
- (ウ) 本件施設・各種設備・備品等の取り扱いに関する習熟のための研修の開催
- (エ) 調理リハーサルの支援
- (オ) 本件施設PR用のパンフレット及びイメージビデオ（実際に本件施設で調理している風景の撮影含む）の作成
- (カ) 供用開始後の運営支援
- (キ) 完了検査

(ク) その他これらを実施する上で必要な関連業務

3.7. 法令等の遵守

事業者は、本事業の実施にあたり、関連する最新の法令等を参照し、遵守する。

3.8. 個人情報保護

事業者は、本事業の実施にあたり、個人情報保護の重要性を認識し、業務の実施にあたっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱う。

4. 事業者の募集及び選定に関する事項

4.1. 事業者選定に関する基本的事項

4.1.1. 選定の方法

本事業では、施設整備及び開業準備支援の各業務において、事業者による効率的・効果的な実施を求めるところから、事業者の選定にあたっては、民間のノウハウ並びに創意工夫を総合的に評価することが必要である。したがって、事業者の選定方法は、公募型プロポーザル方式により行うものとする。

4.1.2. 審査の方法

審査は、参加資格審査と提案内容審査の二段階で実施する。

ア 参加資格審査

市は、本プロポーザルに参加を希望するものに対して、参加資格審査に必要な書類の提出を求める。

イ 提案内容審査

市は、参加資格があると認められた者（以下「応募者」という。）に対して、提案内容を記載した提案書の提出を求める。

4.2. 募集及び選定のスケジュール

事業者の募集・選定スケジュール（予定）は、次のとおりとする。

日程	内容
令和 5年	6月 30 日 (金) 募集要項等の公表、募集要項等に関する質問受付開始
	7月 13 日 (木) 現地見学会
	7月 21 日 (金) 募集要項等に関する質問受付期限
	8月 4 日 (金) 募集要項等に関する質問に対する回答期限
	8月 23 日 (水) 参加資格審査書類の受付期限
	8月 31 日 (木) 参加資格審査結果の通知
	10月 6 日 (金) 提案書の受付期限
	10月中旬 提案書に関するヒアリング（プレゼンテーションを含む）
	11月上旬 優先交渉権者の決定及び公表
	11月中旬 仮契約締結
	12月下旬 本契約の締結（宇治市議会の可決後）

4.3. 応募者が備えるべき参加資格要件

4.3.1. 応募者の構成等

応募者の構成等は、次のとおりとする。

- ア 応募者は、市の求める性能を備えた本件施設の施設整備及び開業支援を実施することができる企画力、資力、信用、技術的能力及び実績を有する複数の企業（以下「構成企業」という。）により構成されるグループとする。
- イ 応募者は、設計を担当する企業（以下「設計企業」という。）、工事監理を担当する企業（以下「工事監理企業」という。）、建設を担当する企業（以下「建設企業」という。）、調理設備調達を担当する企業（以下「調理設備企業」という。）により構成するものとする。ただし、工事監理企業と建設企業を同一の者又は相互に資本面若しくは人事面で関係のある者が兼ねることはできない。（「資本面で関係のある者」とは、当該企業の発行済み株式総数の100分の50以上の株式を有し、又はその出資の総額の100分の50以上の出資をしている者をいい、「人事面で関係のある者」とは、当該企業の役員を兼ねている者をいう。以下に同じ。）なお、設計企業と工事監理企業を一企業が兼ねる場合においては、設計業務責任者と工事監理業務責任者を兼ねることは不可とする。
- ウ 応募者は、構成企業のうち、建設企業の中で建築工事の代表者を務める企業を代表企業として定める。代表企業は、応募手続きや優先交渉権者となった場合の契約事務を含め、市との調整・協議等における窓口役を担うほか、本事業に係る構成企業間の全ての調整等の責任を負うものとし、市への書類等の提出及び市からの通知、契約代金の支払い等については、原則として代表企業を通じて行われるものとする。
- エ 構成企業及び構成企業と資本面又は人事面で関係のある者は、他の応募者の構成企業になることができないものとする。
- オ 応募者の構成員及び協力企業は、他の応募者の構成員及び協力企業になることはできない。

4.3.2. 構成企業の個別参加資格要件

応募者の各構成企業は、参加資格審査日において、それぞれ次に掲げる要件を全て備えている

こととする。

(1) 設計企業

設計企業は、次の全ての要件を満たしていること。

- (ア) 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項の規定に基づく一級建築士事務所の登録及び建設コンサルタント登録規程（昭和 52 年建設省告示第 717 号）の規定に基づく「都市計画及び地方計画部門」の登録を受けていること。
- (イ) 宇治市競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (ウ) 平成 25 年 4 月以降に竣工したドライシステムの学校給食センター（学校給食法に定める義務教育諸学校の共同調理場をいう。以下同じ。）の実施設計を元請として完了した実績を有していること。
- (エ) 平成 25 年 4 月以降に国又は地方公共団体が発注した新築、かつ延床面積 2,000 m²以上の公共施設（竣工した施設に限る）の実施設計を元請として完了した実績を有していること。
- (オ) 一級建築士を管理技術者として配置できること。

(2) 工事監理企業

工事監理企業は、次の全ての要件を満たしていること。

- (ア) 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。
- (イ) 宇治市競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (ウ) 平成 25 年 4 月以降に竣工したドライシステムの学校給食センター（学校給食法に定める義務教育諸学校の共同調理場をいう。以下同じ。）の工事監理を元請として完了した実績を有していること。
- (エ) 平成 25 年 4 月以降に国又は地方公共団体が発注した新築、かつ延床面積 2,000 m²以上の公共施設（竣工した施設に限る）の工事監理を元請として完了した実績を有していること。
- (オ) 一級建築士を管理技術者として配置できること。

(3) 建設企業

建設企業は、①建築工事代表者と③代表者以外の構成員による甲型特定建築工事共同企業体（以下「建築 JV」という。）と、②土木工事代表者と④代表者以外の構成員による甲型特定土木工事共同企業体（以下「土木 JV」という。）による、建築 JV と土木 JV による異業種特定建設工事共同企業体（以下「乙型 JV」という。）とする。

なお、すべての企業は以下（ア）（イ）の要件を満たすものとし、監理技術者を配置する企業は、以下（ウ）の要件を満たすものとする。

- (ア) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定により、建築工事を担当する企業が建築一式工事を、土木工事を担当する企業が土木工事一式につき特定建設業の許可を受けていること。
- (イ) 宇治市競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (ウ) 常勤の自社社員で 3 か月以上の雇用関係にある建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 26 条に基づく監理技術者を、工事着手届の提出後、専任かつ常駐で配置できること。

また、各建設企業の参加条件は以下を満たすものとする。

①建築工事代表者

建設業法第 27 条の 23 第 1 項に定める経営事項審査（有効期間内にある直近のもの。）の結果において、建築工事一式の総合評定値が 1,500 点以上であること。

平成 25 年 4 月以降に国又は地方公共団体が発注した新築、かつ延床面積 2,000 m²以上の公共施設の施工を元請として完了した実績を有していること。なお、共同企業体で施工した場合、共同企業体の構成員数が 3 社以上で 20%以上出資した者、2 社で 30%以上出資した者については実績を有しているものとみなす。

②土木工事代表者

建設業法第 27 条の 23 第 1 項に定める経営事項審査（有効期間内にある直近のもの。）の結果において、土木工事一式の総合評定値が 1,000 点以上であること。

③建築工事代表者以外の構成員

建設業法第 27 条の 23 第 1 項に定める経営事項審査（有効期間内にある直近のもの。）の結果において、建築工事一式の総合評定値が 850 点以上の市内本店企業であること。

④土木工事代表者以外の構成員

建設業法第 27 条の 23 第 1 項に定める経営事項審査（有効期間内にある直近のもの。）の結果において、土木工事一式の総合評定値が 870 点以上の市内本店企業であること。

なお、①と②の参加条件を同時に満たす場合は、1 社が①と②を兼ねることもできるが、③と④の構成員については、1 社が兼ねることを認めない。

また、参加資格の要件を満たした上で、さらに市内企業を参加させることについて期待する。これについては提案審査の基準に盛り込んでいる。

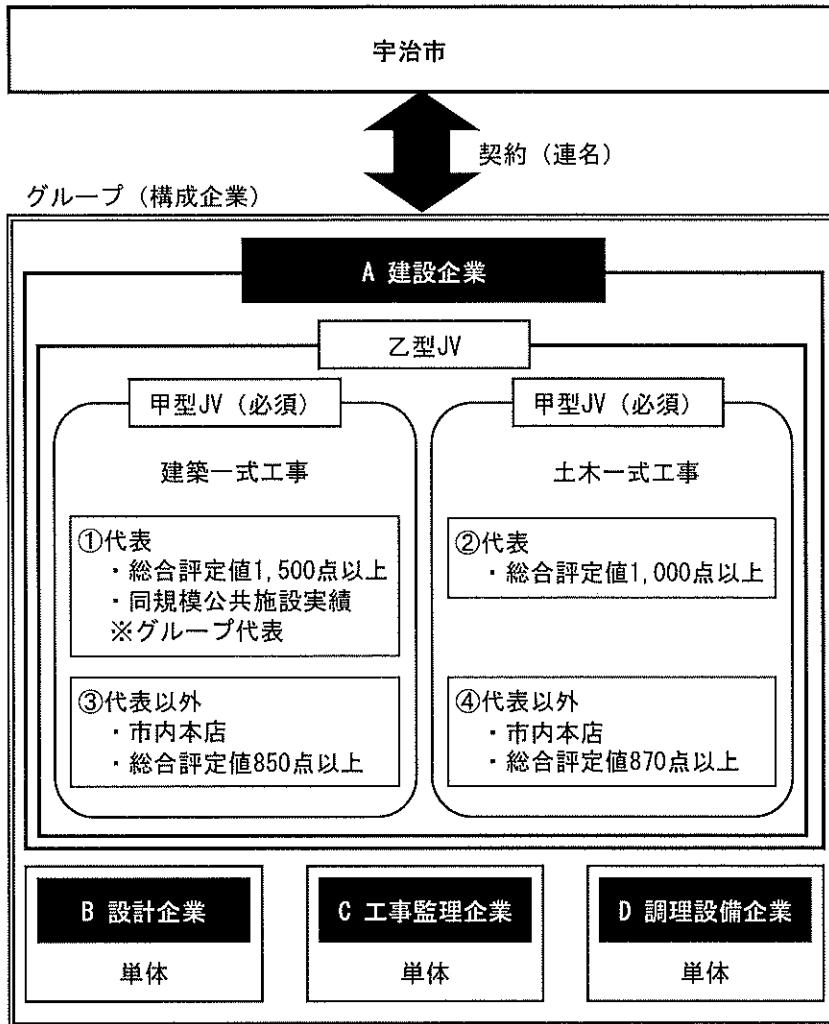
(4) 調理設備企業

調理設備企業は、次の全ての要件を満たしていること。

(ア) 宇治市競争入札参加資格者名簿に登録されていること。

(イ) 平成 25 年 4 月以降に提供食数が 3,000 食/日以上のドライシステムの学校給食センターの調理設備調達を元請として完了した実績を有していること。

【事業スキーム】



- グループ全体の代表企業は建築一式工事の代表①とする。
- 同一業者が①、②を兼ねることは認める。
- 同一業者が③、④を兼ねることは認めない。
- 同一業者が①とBを兼ねることと、BとCを兼ねることは認める。ただし同一の管理技術者が設計業務と工事監理業務を兼ねることは不可とする。
- 同一業者が①とCを兼ねることは認めない。
- 市内業者参加をはかる観点から、「建築一式工事」「土木一式工事」には市内本店企業を参加させるものとする。
- その他の業務について市内本店企業を参加させるよう努めるものとする。

4.3.3. 構成企業の制限

次に該当する者は、応募者の構成企業となることはできない。

- ア 地方自治法施行令第167条の4（昭和22年政令第16号）の規定に該当する場合。
- イ 「宇治市競争入札等参加資格の停止に関する要領」に基づく競争参加資格停止中の場合。
- ウ 契約書に基づく関係者に関する措置請求に請負者が従わない等契約の履行が著しく不誠実である場合。
- エ 一括下請、下請代金の支払遅延、特定資材等の購入強制等について関係行政機関等からの情報により構成企業の下請契約関係等が不適切であることが明確である場合。
- オ 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全である場合。
- カ 会社更生法による更生手続開始の申立等の事実があり、経営状態が著しく不健全である場合。ただし、更生手続の開始決定がなされた場合は制限対象としない。
- キ 民事再生法による再生手続開始の申立等の事実があり、経営状態が著しく不健全である場合。ただし、再生手続の開始決定がなされた場合は制限対象としない。
- ク 契約を履行するにあたり、安全管理等に関し労働基準監督署等から改善の指導等があり、これに対する改善を行わない状態が継続している場合。また、仕様書・設計図書類での指示、監督職員の指示に従わない状態が継続し、明らかに契約の相手方として不適当である

と認められる場合。

- ケ 賃金不払に関する厚生労働省等関係行政機関からの通報が宇治市長に対してある等、当該状態が継続している場合であって、明らかに契約の相手方として不適当であると認められる場合。
- コ その他関係業法に違反し、関係行政機関等からの情報により契約の相手方として不適当であると認められる場合。
- サ 本事業に係るコンサルタント業務に関与した者又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関係がある者

本事業のコンサルタント業務に関与した者は、次に掲げるとおりである。

・株式会社新日本コンサルタント 富山県富山市奥田新町1番23号

・内藤・きさくさ法律事務所 東京都中央区築地2丁目3番4号築地第一長岡ビル10階

4.3.4. 地域経済への配慮

本事業の実施に当たっては、市内企業の積極的な活用や地元雇用の創出に努めるとともに、事業期間中における必要な物資・飲食物・消耗品等を市内から調達するなど、地域経済の振興に配慮すること。なお、市内企業の活用等の地域経済への配慮については、提案審査の評価に盛り込む。

4.3.5. 参加資格の確認

参加資格の確認は、参加資格審査書類の受付締切日に行う。ただし、参加資格確認後、優先交渉権者の決定の日までの間に、参加者の構成企業が上記応募者の備えるべき参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には、次のとおりとする。

- ア 構成企業のうち、代表企業が参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には、失格とする。
- イ 構成企業のうち、代表企業以外の者が参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には、市と協議のうえ、市が当該構成企業の除外又は変更を認めた場合に限り、失格としない。応募者は、イにより代表企業以外の構成員を欠き、当該構成員の除外又は変更を行う場合は、令和5年9月21日（木）までにグループの構成員変更届（様式集 様式7-2）を以下に持参又は郵送により提出すること。電子メール又はFAXによる提出は受け付けない。なお、令和5年9月21日（木）から優先交渉権者の決定の日までの間に、イにより代表企業以外の構成員を欠き、当該構成員の除外又は変更を行う場合は、当該応募者を失格とする。

〒611-8501 京都府宇治市宇治琵琶33番地

宇治市教育委員会 教育部 学校管理課

4.4. 応募手続き等

4.4.1. 現地見学会

現地見学会を次のとおり開催する。

(1) 開催日時

令和5年7月13日（木）14時00分から1時間程度

(2) 集合場所

参加希望者に別途通知する。

(3) 参加方法等

令和5年6月30日（金）から令和5年7月11日（火）17時00分までに、件名を「（企業名・現地見学会申込）宇治市学校給食センター整備事業」とし、現地見学会参加申込書（様式集 様式1-1）に記入の上、添付ファイルにて電子メールにより下記に提出すること。ただし、参加状況によっては、1社あたりの人数を制限することがある。また、見学会で募集要項等の配布は行わない。なお、参加申込書を提出していない者は参加できないものとし、集合場所等については、参加希望者に通知する。

メールアドレス：gakkoukanrika@city.uji.kyoto.jp

(4) 留意事項

- ア 会場は全面禁煙とする。
- イ 会場における写真撮影は可とするが、撮影した写真は本事業に係る応募手続き以外に使用しないこと。

4.4.2. 募集要項等に関する質問の受付

募集要項等に関する質問を次のとおり受け付ける。

(1) 受付期間

令和5年6月30日（金）から令和5年7月21日（金）17時00分まで

(2) 受付方法

件名を「（企業名・質問書）宇治市学校給食センター整備事業」とし、募集要項等に関する質問書（様式集 様式1-2）に記入の上、添付ファイルにて電子メールにより下記に提出すること。

メールアドレス：gakkoukanrika@city.uji.kyoto.jp

4.4.3. 募集要項等に関する質問に対する回答

募集要項等に関する質問に対する回答は、質問者の特殊な技術やノウハウ等に関わり、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する恐れのあるものを除き、令和5年8月4日（金）に市ホームページで公表する。

なお、市は、提出のあった質問のうち必要と判断した場合には、質問の提出者に直接ヒアリングを行うことがある。

4.4.4. 参加資格審査書類の受付、参加資格審査結果の通知

本プロポーザルに参加を希望する者は、参加資格審査書類を提出し参加資格の確認を受けること。

なお、期限までに参加資格審査書類を提出しない者及び参加資格がないとされた者は本プロポ

一ザルに参加することはできない。

(1) 参加資格審査書類の受付期間・提出場所及び方法

ア 受付期間

令和5年8月10日（木）から令和5年8月23日（水）までの宇治市職員の勤務時間及び休日規則（昭和26年規則第16号）第10条に定める市の休日（以下「休日」という。）を除く9時00分から17時00分。（12時00分から13時00分までを除く。）

ただし、郵送による場合は、令和5年8月23日（水）17時00分までに必着のこと。

イ 提出場所

〒611-8501 京都府宇治市宇治琵琶33番地

宇治市教育委員会 教育部 学校管理課

ウ 提出方法

参加資格審査書類は、提出場所へ持参又は郵送により提出すること。ただし、郵送による場合は、書留等受取記録が残る方法にて送付することとし、電子メール又はFAXによる提出は受け付けない。

(2) 参加資格審査書類の作成

参加資格審査書類は、様式集（様式2～6）に定めるところに従い作成すること。

なお、市は、提出された参加資格審査書類を審査した上で必要があると判断した場合は、当該参加資格審査書類の補正若しくは再提出又は追加書類の提出を求めることがある。

(3) 参加資格審査結果の通知

参加資格審査結果は、参加資格審査書類を提出した者に対して、書面により令和5年8月31日（木）までに通知する。

(4) 参加資格がないとされた場合の扱い

参加資格審査により、参加資格がないとされた者は、参加資格がないと判断された理由について、書面により次のとおり説明を求めることができる。

ア 受付日時

令和5年8月31日（木）から令和5年9月7日（木）までの休日を除く9時00分から17時00分まで。（12時00分から13時00分までを除く。）

ただし、郵送による場合は、令和5年9月7日（木）17時00分までに必着のこと。

イ 提出場所

〒611-8501 京都府宇治市宇治琵琶33番地

宇治市教育委員会 教育部 学校管理課

ウ 提出方法

参加資格がないとされた理由の説明要求書（様式集 様式7-1）を提出場所へ持参又は郵送により提出すること。ただし、郵送による場合は、書留等受取記録が残る方法にて送付することとし、電子メール又はFAXによる提出は受け付けない。

エ 回答

令和5年9月14日（木）までに書面により回答する。

(5) その他

- ア 参加資格審査書類の作成及び提出に係る費用は、参加希望者の負担とする。
- イ 市は、提出された参加資格審査書類を参加資格の審査以外の目的で提出者に無断で使用しない。
- ウ 応募者であっても、市に提出した書類等に虚偽の記載をし、若しくは重要な事実について記載をしなかつたことが判明した場合は、当該審査結果を取り消すものとする。
- エ 参加資格審査書類の提出以後、応募者が提案書の提出を辞退する場合は、辞退届（様式集 様式 7-3）を提案書の受付期限までに以下に持参又は郵送により提出すること。電子メール又はFAXによる提出は受け付けない。

〒611-8501 京都府宇治市宇治琵琶 33 番地

宇治市教育委員会 教育部 学校管理課

4.4.5. 提案書の受付

応募者は、提案書を受付期限日までに市に提出すること。

(1) 提案書の受付期間・提出場所及び方法

ア 受付期間

令和5年8月31日（木）から令和5年10月6日（金）までの休日を除く9時00分から17時00分まで。（12時00分から13時00分までを除く。）

ただし、郵送による場合は、令和5年10月6日（金）17時00分までに必着のこと。

イ 提出場所

〒611-8501 京都府宇治市宇治琵琶 33 番地

宇治市教育委員会 教育部 学校管理課

ウ 提出方法

提案書を提出場所へ持参又は郵送により提出すること。ただし、郵送による場合は、書留等受取記録が残る方法にて送付することとし、電子メール又はFAXによる提出は受け付けない。

(2) 提案書の受付にあたっての留意事項

ア 募集要項等の承諾

応募者は、募集要項等の記載内容を承諾の上、提案書を提出すること。

イ 費用負担等

提案書の作成及び提出等に係る必要な費用は、すべて応募者の負担とする。

ウ 提案書の作成方法

提案書は、様式集に定めるところにより作成し、様式集に定める部数を提出すること。

オ 辞退

応募者が、提案書の提出期限までに当該書類を提出しない場合は、辞退したものとみなす。

カ 公正な競争環境の確保

応募者は「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（昭和22年法律第54号）に

抵触する行為を行ってはならない。応募者が連合し又は不穏な行動をなす等の場合において、本プロポーザルを公正に執行することができないと認められるときは、当該応募者に提案書の提出を認めず、提案書の提出期限を延期又は取りやめがある。

なお、契約後、不正な行為が判明した場合には、契約の解除等の措置をとることがある。

キ 提案の上限額

(ア) 提案の上限額

3,600,000,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

(イ) 提案価格の記載

提案価格は、様式集（様式 15）に記載すること。

サ 本事業に関する提案内容を記載した審査資料の取扱い

(ア) 著作権

応募者から提出された提案書の著作権は、応募者に帰属する。

ただし、市は、本事業の公表及びその他市が必要と認める場合、優先交渉権者として選定された応募者の提案書の一部又は全部を無償で使用でき、また、優先交渉権者決定結果の公表に必要な範囲でその他の応募者の提案書の一部を無償で使用できるものとする。優先交渉権者の提案書の一部又は全部、その他の応募者の提案書の一部を市が公表する場合は、応募者と協議の上、公表内容を決定する。

なお、提出を受けた書類は一切返却しない

(イ) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他法令等に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている設計方法、工事材料、施工方法等を使用した結果生じた責任は、応募者が負うものとする。

これによって市が損失又は損害を被った場合には、当該応募者は市に対して当該損失又は損害を補償又は賠償しなければならない。

(ウ) 市からの提示資料の取扱い

市が提供する資料は、事業者選定に係る検討以外の目的で使用することはできない。

(エ) 提案書の変更禁止

提案書の変更はできない。ただし、提案書における誤字等の修正についてはこの限りではない。

シ 応募の無効

以下のいずれかに該当する応募は、無効とする。なお、優先交渉権者決定後において、当該優先交渉権者が無効の応募を行っていたことが判明した場合には、優先交渉権者決定を取り消す。

(ア) 応募者に必要な資格のない者が応募したもの

(イ) 同一の応募者から 2 通以上の提案審査書類が出されたもの

(ウ) 提案審査書類に必要な記名押印のないもの

(エ) 金額その他主要事項の記載が不明確なもの

(オ) 応募者同士が明らかに談合して応募し、その他応募に際し不正の行為があったと認められるもの

(カ) その他公募手続に関する条件に違反したもの

4.5. 優先交渉権者の決定方法等

優先交渉権者の決定方法は公募型プロポーザル方式とし、審査は「参加資格審査」、「提案内容審査」の二段階に分けて実施する。なお、詳細は事業者選定基準を参照のこと。

4.5.1. 審査

市は、応募者が提出した提案書の審査を行うため、学識経験を有する者等で構成する宇治市学校給食センター検討委員会（以下「検討委員会」とする。）を設置する。

審査は、検討委員会が事業者選定基準に基づき行う。

4.5.2. ヒアリングの実施

提案内容の説明を求めるため、応募者にヒアリングを行う。なお、詳細な日時等については、別途、応募者に対して通知するものとする。

4.5.3. 優先交渉権者の決定及び公表

(1) 優先交渉権者の決定

市は、検討委員会の審査結果を踏まえ、優先交渉権者を決定する。

(2) 結果及び評価の公表

市は、検討委員会における審査結果を取りまとめて、各応募者の代表企業に書面にて通知後、市のホームページ等で公表する。

(3) 優先交渉権者を決定しない場合の措置

応募者の募集、審査及び優先交渉権者の決定において、最終的に応募者がない場合には、優先交渉権者を決定せず、その旨を市のホームページ等で速やかに公表する。

なお、応募者が1者であった場合も参加資格審査及び提案内容審査を実施し、事業者として適切と判定された場合において、優先交渉権者として決定する。

ただし、参加資格審査及び提案内容審査において失格となった場合及び事業者として適切ではないと判定された場合は、本プロポーザルは成立しないものとする。

5. 契約及び支払いに関する事項

5.1. 契約の締結

市は、優先交渉権者と仮契約を締結する。仮契約は、宇治市議会において本事業の契約締結に係る議決を得た場合に本契約となる。

また、優先交渉権者の代表企業及び代表企業以外の構成員が本契約までの間に参加者が備えるべき参加資格要件を満たさなくなったときは、優先交渉権者の決定を取り消すとともに、仮契約を締結していた場合は当該契約の効力を失うものとする。この場合、市は当該優先交渉権者以外の応募者のうち、最も評価の高かった者を優先交渉権者として仮契約を締結する。ただし、市が別途指定する期間内に、参加資格要件を満たさなくなった構成員（代表企業は除く）に代わって、参加資格を有し、かつ市が認める構成員の補完をした場合には、優先交渉権者の決定及び仮契約

の効力を取り消さない場合がある。

5.2. 契約書の内容変更

仮契約の締結に際し、契約書の内容変更は行わない。ただし、仮契約の締結までの間に、条文の意味を明確化するために文言の修正を行うことは可能である。

5.3. 事業契約書作成費用

契約書の検討に係る優先交渉権者側の弁護士費用、印紙代など、契約書の作成に要する費用は、事業者の負担とする。

5.4. 契約保証

事業者は、本契約と同時に、契約書に規定する保証を付さなければならない。

5.5. 事業費の支払方法

市は、契約金額について以下に示すとおり支払うものとする。ただし、市があらかじめ設定した支払限度額を超えた場合は、市があらかじめ設定した支払限度額を支払うものとする。

なお、各年度における支払限度額は、下記のとおりとする。ただし、支払限度額については、提案の上限額に基づき算出した額であるため、提案価格に応じて見直しを行い、契約時に新たに設定するものとする。

- A 令和 5 年度支払限度額：20,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）
- B 令和 6 年度支払限度額：1,446,800,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）
- C 令和 7 年度支払限度額：2,122,200,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）
- D 令和 8 年度支払額：契約額から既支払額（A+B+C）を差し引いた額

5.5.1. 前金払

前金払の対象は、設計費及び工事費とする。前金払の額は、提案価格の内訳書（様式集 様式 16）に記載の設計費にあっては 10 分の 3 以内、工事費にあっては 10 分の 4 以内とする。なお、当該前金払は、設計費は令和 5 年度、工事費は令和 6 年度にそれぞれ契約書の規定に基づき支払う。

5.5.2. 中間前金払

中間前金払の対象は、工事費とする。中間前金払の額は、提案価格の内訳書（様式集 様式 16）に記載の工事費の 10 分の 2 以内とする。なお、当該中間前金払は、令和 7 年度に契約書の規定に基づき支払う。

5.5.3. 部分払

部分払の対象は、工事費とする。部分払の額は、提案価格の内訳書（様式集 様式 16）に記載の工事費の 10 分の 9 以内とする。なお、当該部分払は、令和 7 年度に契約書の規定に基づき支払う。

5.5.4. 完成払

支払いは本事業完了後、事業費より上記既払額を控除した金額を、契約書の規定に基づき支払う。

6. その他

6.1. 契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

契約の解釈について疑義が生じた場合、市と事業者は誠意をもって協議するものとし、一定期間内に協議が整わない場合には、契約書に定める具体的措置に従う。

また、契約に関する紛争については、京都地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

6.2. 本件施設用地

本件施設用地については、令和5年6月30日時点の所有者は、国であり、現在、国において売却手続きを進められており、宇治市として、今後購入手続きに入っていくことを予定している。

用地購入の時期は本契約と同時期を想定しているが、購入の遅延もしくは購入ができなかつた場合等は、契約期間の変更や契約を中止することがある。

6.3. 公募手続きの中止等

天災地変や用地に関するやむを得ない理由により、公募手続の執行ができないときは、これを延期し、又は中止する場合がある。

また、応募者間の談合の疑い、不正不穏行動等により公募手続を公正に執行できないと認められるときには、公募手続の執行を延期し、又は取りやめがあることがある。

6.4. その他本事業の実施に関し必要な事項

6.4.1. 議会の議決

市は、契約締結に関する議案を宇治市議会令和5年12月定例会に提出する予定である。

6.4.2. 情報公開及び情報提供

本事業に関する情報提供等は、適宜、市ホームページ等により行う。

6.4.3. 本事業において使用する言語等

本事業において、使用する言語は日本語とし、通貨単位は円とする。

6.4.4. 応募に伴う費用負担

応募に伴う費用は、すべて応募者の負担とする。

6.5. 募集要項等に関する問合せ先

募集要項等に関する問合せ先は、次のとおりとする。

宇治市教育委員会 教育部 学校管理課

担当：宮山

〒611-8501 京都府宇治市宇治琵琶 33 番地

電話：0774-20-8756

メールアドレス：gakkoukanrika@city.uji.kyoto.jp